

第3章 願書記載事項の「発明の名称」の削除

I. 改正の必要性

知的財産権制度の重要性が再認識される中で、工業所有権行政については、権利保護の強化、早期保護の実現並びに出願人等の利便性の向上及び負担の軽減が求められているところ、特に、国内においては規制緩和の観点から手続の簡素化を求める声が高まっている。かかる状況に対処すべく、手続面における制度・運用の簡素化の観点から方式審査事務の見直しを行い、手続の簡素化を通じて権利付与の一層の迅速化を図ることを目的として、特許法及び実用新案法について所要の改正を行ったものである。

1. 現行制度の概要及び問題の所在

(1) 特許出願について

特許法第36条において、特許を受けようとする者は、願書に明細書、必要な図面及び要約書を添付して特許庁長官に提出しなければならないこととなっており、願書及び明細書の両方に「発明の名称」を記載することが求められている。特許出願受付後の方式審査実務において、願書に記載された発明の名称と明細書に記載された発明の名称が一致しない場合には、特許法第17条第3項に基づく補正命令の対象となり、事務処理の遅滞（応答期間：30日）を招いている例が少なくない。

(2) 特許法第184条の5第1項の規定に基づく書面（国内書面）について

国際出願において、出願人は特許協力条約（PCT）の規定に基づき受理官庁（自国の特許庁）に願書、明細書等の書面を提出する。当該書面は受理官庁か

ら国際事務局を経由して各指定国の官庁に送達されることになる。この場合、特許庁は送達された願書、明細書等の書面（明細書等の書類について外国語で記載されているときは、特許法第184条の4第1項の規定に基づき翻訳文も求めること）に加え、出願人に特許法第184条の5第1項の規定に基づき国内書面を提出させ、国内手続を開始する。このとき、特許法第184条の5第1項の規定に基づき提出させる国内書面に「発明の名称」を記載することが求められているため、明細書（翻訳文）上記載が求められている「発明の名称」との関係で、上記(1)と同様の問題が生じている。

II. 特許法の改正の概要

(1) 特許願の記載事項中「発明の名称」の削除

願書及び明細書の双方に「発明の名称」を記載させることにより生じる齟齬による手続の遅延の解消及び手続の簡素化の観点から、「発明の名称」は、願書又は明細書のどちらか一方に記載させることとした。この場合において、「発明の名称」をどちらの書面に記載させるかについては、特許権は明細書に記載されている「特許請求の範囲」について権利が設定され、特許を受けた発明の当該明細書及び図面は特許登録原簿の一部とみなされる（特許登録令第9条第2項）ことから、願書よりも明細書に記載させることが適当であると考えた。よって、特許法第36条第1項を改正し、願書の必須記載事項から「発明の名称」を削除し、明細書のみに記載させることとした。（実用新案法第5条第1項についても同様の改正を行った。）

(2) 特許法第184条の5第1項の規定に基づく書面（国内書面）の記載事項中「発明の名称」及び「国際出願日」の削除

国内書面の記載項目中「発明の名称」については、上記(1)と同様の趣旨により記載事項から削除することとし、さらに「国際出願日」についても、これまで事件の特定のために必須記載事項としていた。しかしながら、「国際出願日」

については、WIPO国際事務局から特許庁に送達される国際出願の願書、明細書等によって確認できるため、国内書面に「国際出願日」の記載がなくても、「国際出願番号」の記載があれば事件の特定が可能であり、府内の業務処理を進めることができる。また、出願人等が「国際出願日」を間違えて記載してきた場合は、特許法第17条第3項に基づく補正命令の対象となることから、手続の簡素化の観点より削除することとした。(実用新案法第48条の5第1項についても同様の改正を行った。)

III. 改正条文の解説

(特許出願)

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 発明者の氏名及び住所又は居所
(第二項以下略)

本条は、第1項において願書の必須記載事項を、第2項において明細書、必要な図面及び要約書の添付を、第3項において明細書の必須記載事項をそれぞれ規定している条文である。

これまで、第1項は、第1号として「特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、第2号として「発明の名称」並びに第3号として「発明者の氏名及び住所又は居所」を願書の必須記載項目として規定していた。今回、願書記載事項から「発明の名称」を削除するに当たり、第2号を削除し、第3号を第2号に繰り上げた。

【関連する他法の改正事項】

◆実用新案法第5条第1項（実用新案登録出願）

実用新案法においても同様の改正を行い、願書の必須記載事項から「考案の名称」を削除することとした。

（書面の提出及び補正命令）

第百八十四条の五 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次

に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 発明者の氏名及び住所又は居所
- 三 国際出願番号その他の通商産業省令で定める事項

（第二項以下略）

特許協力条約に基づき我が国を指定国とした国際特許出願については、本条の規定による書面（国内書面）の提出が義務づけられており、第1項においては国内書面における必須記載事項を規定している。

これまで、第1項は、第1号として「出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、第2号として「発明の名称」、第3号として「発明者の氏名及び住所又は居所」並びに第4号として「国際出願日その他の通商産業省令で定める事項」を国内書面の必須記載項目として規定していた。今回、国内書面記載事項から「発明の名称」を削除するに当たり、第2号を削除し、第3号及び第4号を第2号及び第3号にそれぞれ繰り上げた。

また、旧第4号においては「国際出願日その他の通商産業省令で定める事項」としていたものを、新3号においては「国際出願番号その他の通商産業省令で定める事項」とし、「国際出願日」の記載も併せて不要とした。

【関連する他法の改正】

◆実用新案法第48条の5第1項（書面の提出及び補正命令等）

実用新案法においても同様の改正を行い、国内書面の必須記載事項から「考

第3章 願書記載事項の「発明の名称」の削除

案の名称」並びに「国際出願日」を削除することとした。